

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第79号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第36号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第36号（第4条関係）</u> 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に保有する様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

年度 市民税・県民税簡易申告書

総社市長様	フリガナ			(業種又は職業)	個人番号					
	氏名	(生年月日) 年 月 日		(電話)						
年	寡婦等	<input type="checkbox"/> 寡婦・ <input type="checkbox"/> ひとり親	障害者	<input type="checkbox"/> 特別障害	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 1・2級, 精神障害者保健福祉手帳 1級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A, 障害者控除対象者認定書(特別障害者)		<input type="checkbox"/> 普通障害 [左記以外]			
月	住所	[1月1日現在の住所]		世帯主の氏名及び続柄		宛名番号				
日				続柄()		世帯番号				
提出										

①所得金額等 [所得のない方は右の※枠内に「所得なし」と御記入のうえ、一番下の『○ 年中 』の欄に状況を記入してください。 ※

所得の種類	④収入金額	⑤必要経費 〔専従者給与額・ 専従者控除額を含む〕	⑥所得金額(④-⑤)	備考
事業	円	円	円	(⑤のうち、専従者給与額・専従者控除額) 青
不動産				(⑤のうち、専従者給与額・専従者控除額) 青
給与	/			
譲渡	下記③欄に必要事項を記入してください。			
雑(公的年金等)	課税対象でない年金(障害年金、遺族年金など)は記入不要です。			
その他				

〔障害者の欄は、該当する場合に○で囲んでください。事業専従者及び国保被保険者の欄は、該当する場合に○印を付してください。また、所得金額の欄は、上記⑥の欄に準じて算出してください。〕

②控除対象配偶者・扶養親族等

氏名	個人番号	続柄	生年月日	同居区分	障害者	事業専従者	所得金額	国保被保険者
				同居 別居	特別障害 普通障害			
				同居 別居	特別障害 普通障害			
				同居 別居	特別障害 普通障害			
				同居 別居	特別障害 普通障害			

③譲渡所得に関する事項

資産の種類 (○で囲んでください。)	左の資産を 取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等
1. 土地建物等			交換買換・収用・居住用財産 その他()
2. その他の資産			

○ 年中収入のなかった人

1	扶養されている	扶養者の〔住所〕 〔氏名〕	〔続柄〕
2	病気療養中	〔病名〕 〔入院先〕	〔期間〕
3	仕送りなどで生活	〔誰から〕	
4	失業中	〔期間〕	
5	その他	遺族年金・障害年金・傷病手当を受給	